

留萌市都市計画マスタープランの見直し・ 立地適正化計画の策定について

令和7年7月 留萌市都市環境部建築住宅課

1. 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要	1
2. 計画の策定体制	10
3. 今後の策定スケジュール（予定）	11

都市計画マスタープラン

これからの まちづくり（都市計画）の 基本方針を考えます

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象として、将来都市像や都市計画の方針を定める計画です。

全体方針（将来都市像）、具体的な方針を定めます。

- ・土地利用
（住宅、商業、工業など）
- ・道路・交通ネットワーク
- ・公園、緑地
- ・下水道・都市施設（市場など）

など

立地適正化計画

人口減少が進んでも、 暮らしやすいまちづくりの方法を 考えます

立地適正化計画は、公共交通と連携しながら、まちに必要な施設を集めるエリアや住宅を誘導するエリアなどを定めます。

具体的には以下を設定します。

- ・居住（住宅）を誘導するエリア
（人口減少や災害を踏まえて設定）
- ・防災指針
（居住を誘導するエリアが災害区域の場合における防災の取組）
- ・商業・医療・福祉などの機能を誘導するエリア

など

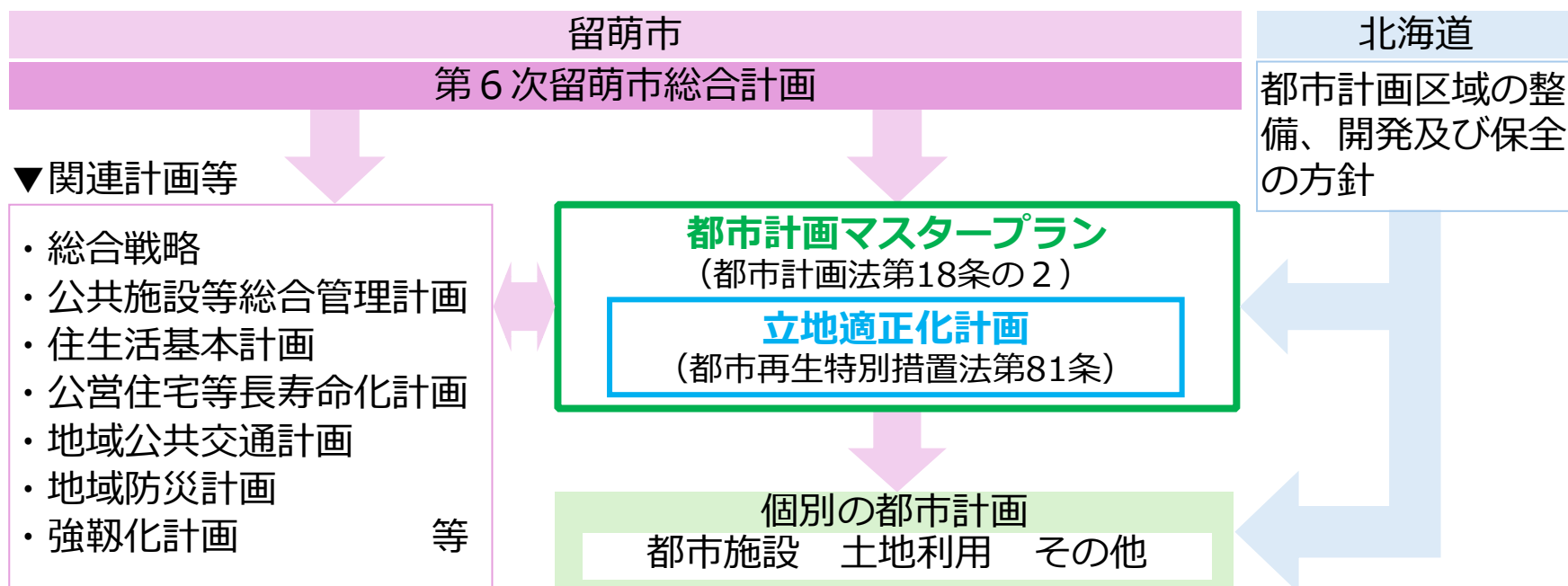
計画の位置づけ

◆都市計画マスタープラン

- ・都市計画法（第18条の2）に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めます。
- ・「第6次留萌市総合計画」や北海道の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即する都市づくりに係る部門別計画として位置づけられます。

◆立地適正化計画

- ・都市再生特別措置法（第81条）に基づく、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画として定めます。
- ・市町村マスタープランの一部とみなされます（都市再生特別措置法第82条）。

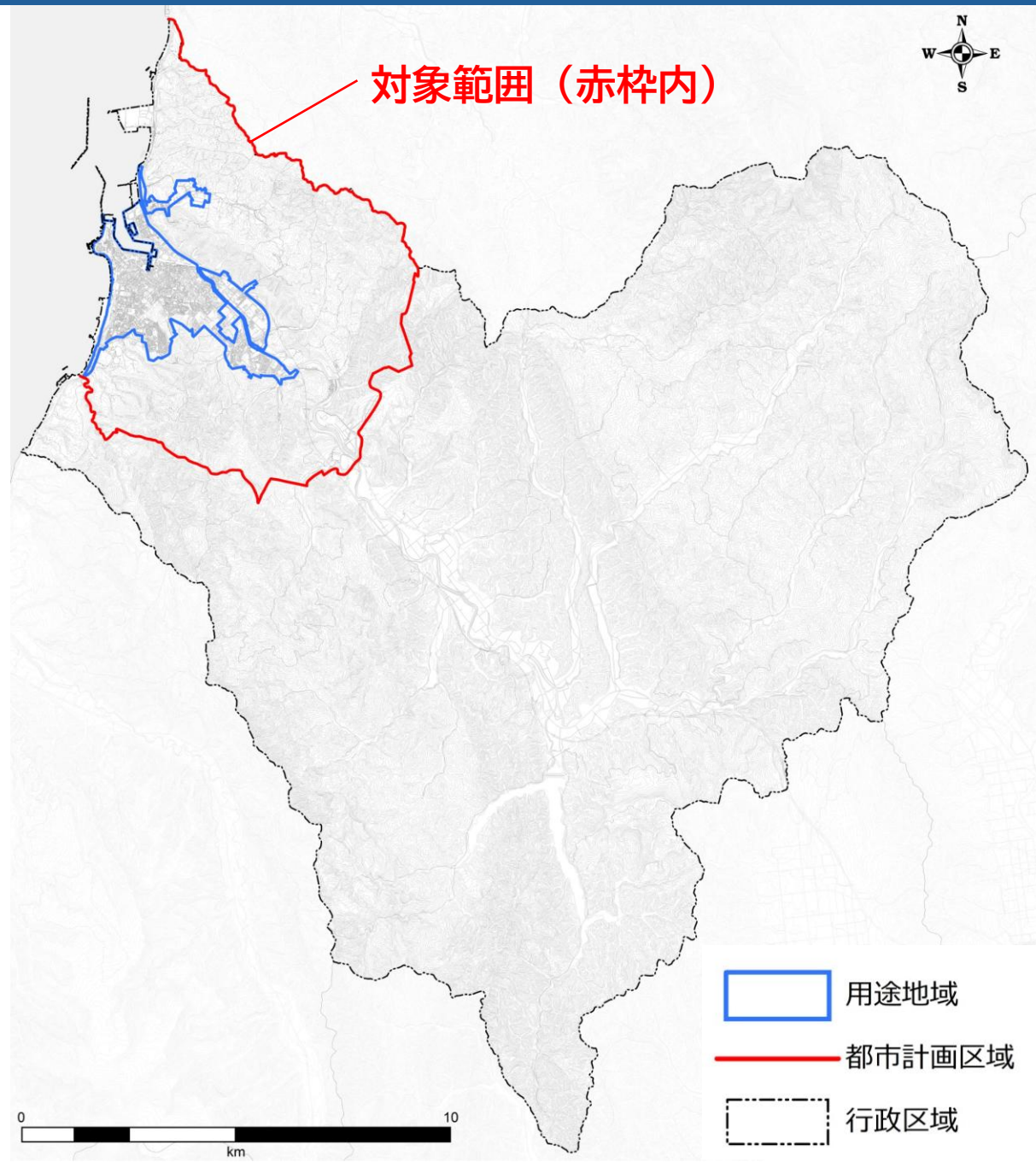


計画の対象範囲

留萌市行政区域の一部、
留萌都市計画区域内
(約4,983ha)

計画の期間

策定後20年間(予定)



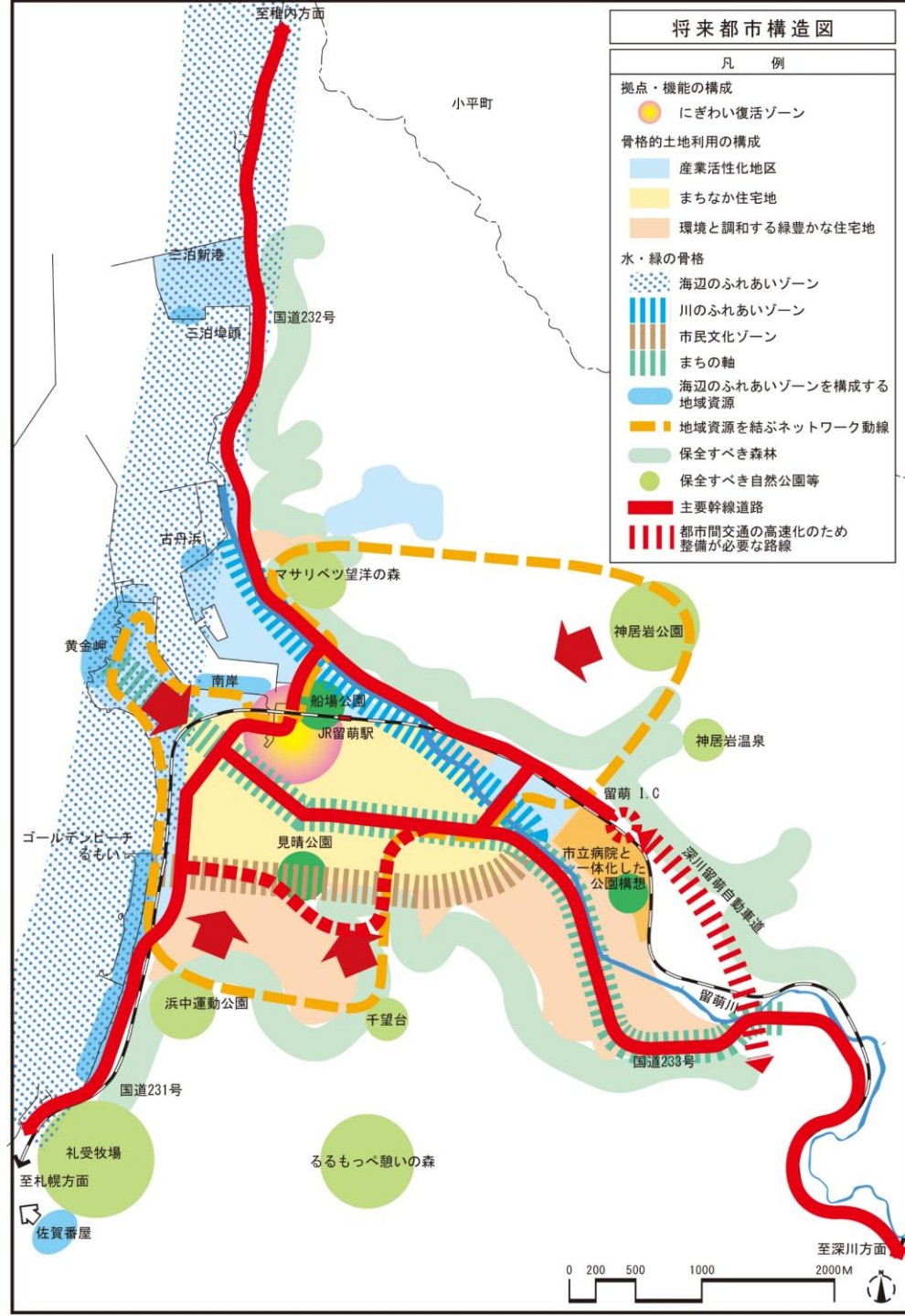
現在の都市計画マスタープラン

【基本理念】

活力に満ち、
質的な豊かさを感じる
まち・るもい

【基本目標】

- 息長く活力や
にぎわいを維持できる
コンパクトなまち
- 市民が身近に、
親しみをもって
暮らせるまち
- 歴史や記憶、
雄大な自然を尊重し、
共に生きていくまち



第6次留萌市総合計画

【基本理念】

1. 安全・安心なまち

台風や地震、津波などの自然災害や犯罪から市民の生命・財産を守るため、強靱化に向けた適切な基盤整備を計画的に実施するとともに、町内会などの地域コミュニティを基礎とした自主防災への意識が醸成された「安全・安心なまち」

2. 充実した教育と健康のまち

幼児教育、高等学校教育との連続性に配慮しつつ、小中9年間を見通した一貫した質の高い教育が提供され、併せて、道内唯一の「健康の駅」などを拠点として市民の健康と福祉の増進を図る「充実した教育と健康のまち」

3. 活力あるまち

市民自らが留萌の魅力を積極的に発信し、さらに地域産業の強化と起業しやすい環境づくりにより、新たな雇用が生まれ、内外から人々が集う「活力あるまち」

4. コンパクトなまち

市民や企業、行政が一体となって、長期的な視点で留萌の魅力を高め、生活拠点(まちの中心)・産業拠点・観光拠点が有機的につながる「コンパクトなまち」

【基本テーマ（都市像）】

「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」



都市計画マスタープランでは、都市計画に係る方針を具体的に示していきます。

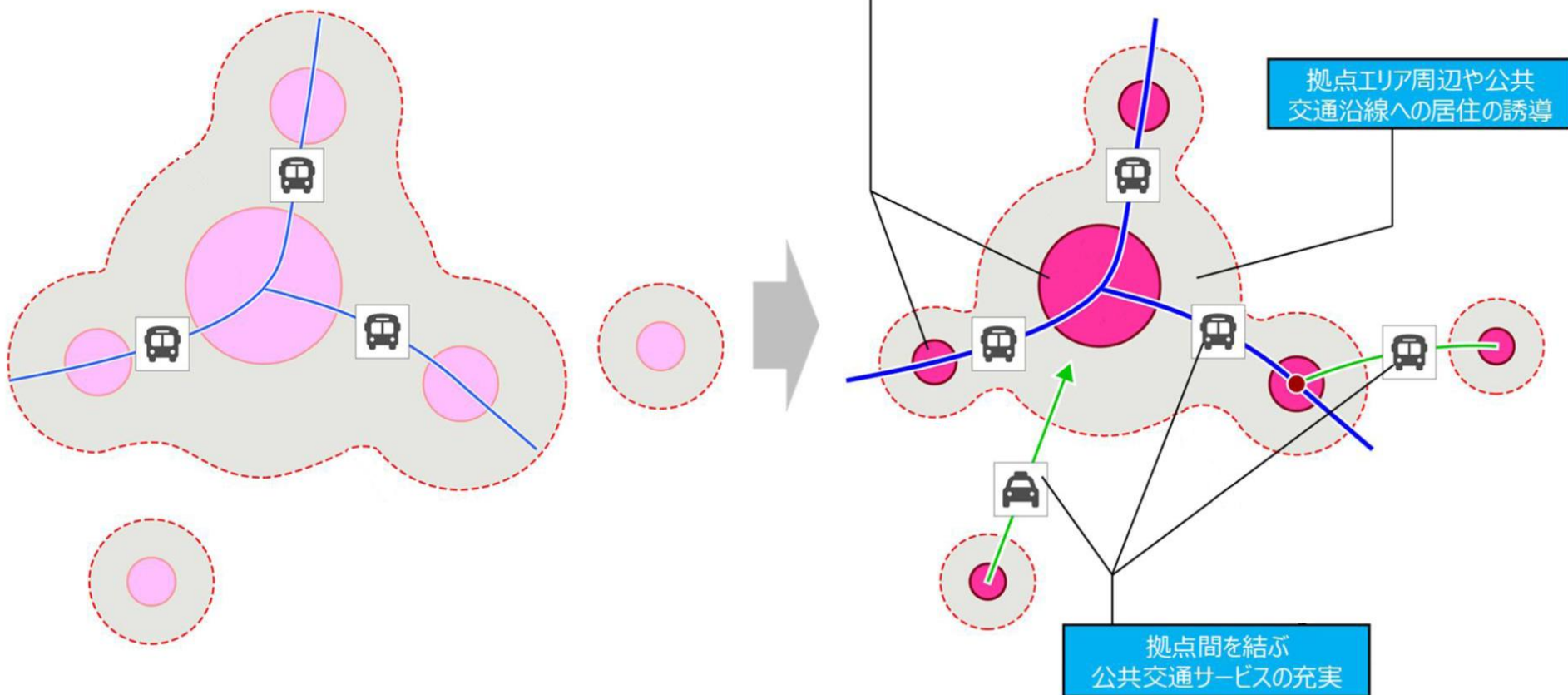
立地適正化計画：コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図る

- ・ 居住を誘導して人口密度を一定以上に維持する**居住誘導区域**
- ・ 都市機能の誘導を図る**都市機能誘導区域**

を設定

誘導のために講ずべき施策等を定める

コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ
(立地適正化計画の手引き【基本編】国交省：一部加筆)



モンベルアウトドアヴィレッジるもい基本計画

モンベルアウトドアヴィレッジるもい全体土地利用計画

都市計画公園として整備された経緯や現に市民利用が図られている点なども踏まえ、公園としての機能を維持すべき部分と新たな機能を導入する部分を明確にしました。



地区の将来像

留萌市新交流複合施設整備 基本構想



立地適正化計画では、総合計画や、既存の計画を取りまとめた、まちなかの機能と施策を具体的に示していきます。

都市再生整備計画関連事業で実施可能な事業(主なもの)

国交省資料抜粋

○ 都市再生整備計画関連事業は、様々な政策目的に応じて、事業メニューを選択することが出来ます。

都市構造再編集集中支援事業

(個別補助金)

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

誘導施設・基幹的誘導施設・既存建造物活用事業(誘導施設)



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

居住誘導促進事業



居住誘導区域へ移転を希望する者への支援

まちなかウォーカブル推進事業

(社会資本整備総合交付金、個別補助金)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援

滞在環境整備事業 R6拡充



滞在環境の整備の推進に関する事業等

計画策定支援事業



重点的に取り組むテーマに応じた事業計画の策定

誘導施設相当施設

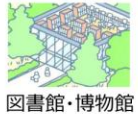
・既存建造物活用事業(誘導施設相当施設)
都計区域外の地域生活拠点内



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

高次都市施設



地域交流センター



観光交流センター



テレワーク拠点施設



ワーケーション拠点施設



子育て支援施設



複合交通センター

既存建造物活用事業
(誘導施設除く)



既存建造物を活用した高次都市施設等

エリア価値向上整備事業 R6拡充



既存ストックを活用し官民連携でエリア価値向上の取組

道路



公園 ※小規模な公園も対象



区画整理*・再開発

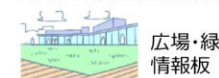


*R5補正拡充(都市再生(社))

子どもまちなかまちづくり事業 R6創設



地域生活基盤施設



広場・緑地
情報板



駐車場
駐輪場



地域防災
施設



人工地盤
(デッキ・
地下道)



再生可能
エネルギー
施設



分散型
エネルギー
システム*

*R5補正拡充(都市再生(社))・R6拡充(都市構造)

高質空間形成施設



緑化施設



電線類
地中化



歩行支援
施設
(バリアフリー施設)



情報化
基盤施設
(カメラ・センサー)



提案事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

河川/下水道



賑わい・交流創出施設
R6拡充(都市構造)

住宅系事業

優良建築物等整備事業
公営住宅等整備 等



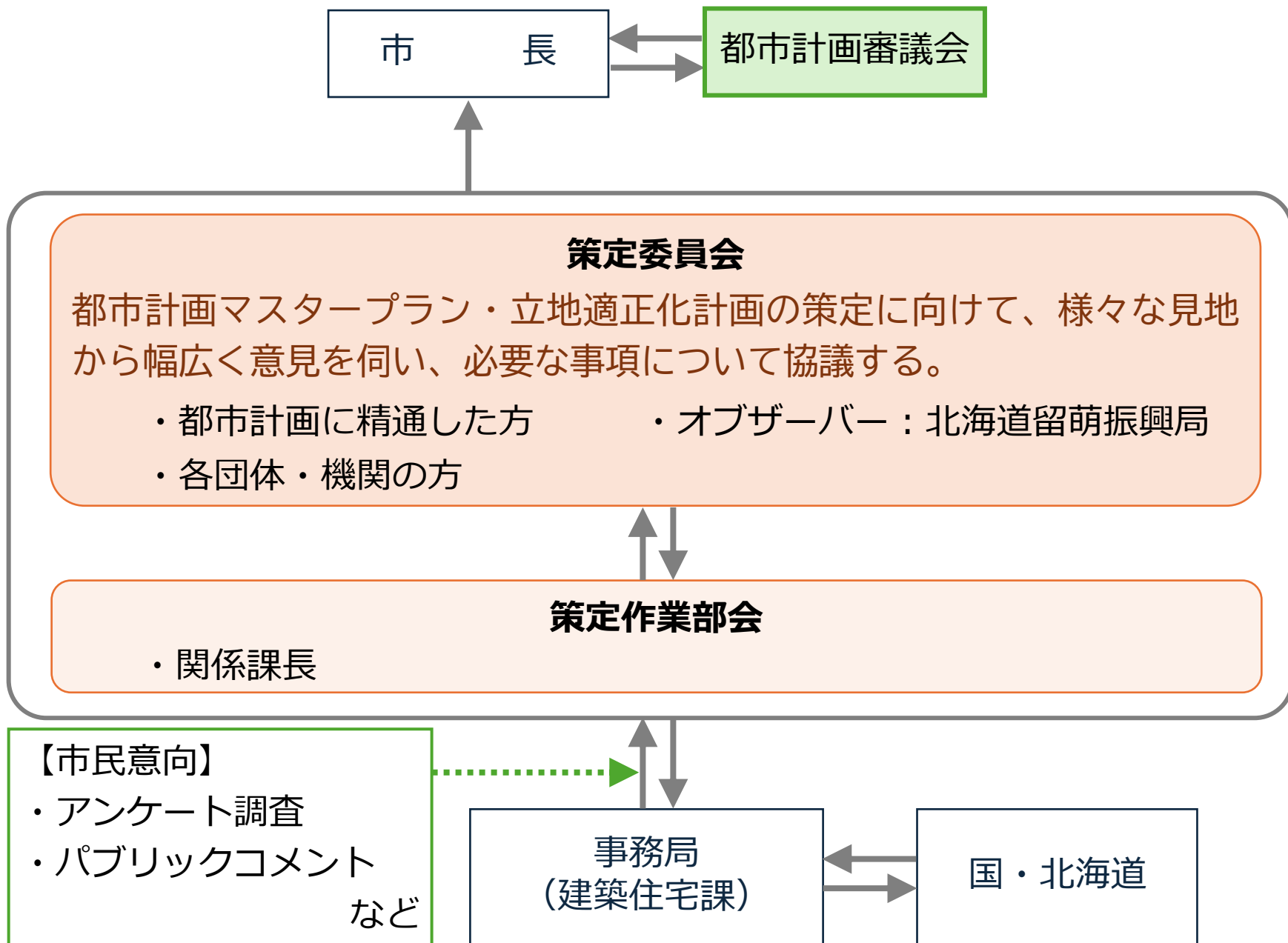
まちなみ環境
整備事業 等

都市再生整備計画事業

(社会資本整備総合交付金※1、防災・安全交付金※2)

地域の様々なまちづくりを支える交付金

※1(産業促進区域内、都市計画区域外の地域生活拠点内)、※2(市街化調整区域等・都市計画区域外の防災拠点内)：一部基幹事業を除く。



計画策定

	R7年度									R8年度											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定委員会 （7回）	①				②			③		④			⑤				⑥			⑦	
国・道協議																					
アンケート																					
パブリック コメント																					

策定委員会での検討内容（予定）

第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
・ 現況分析 ・ ニーズ把握 ・ 課題の整理 ・ 全体方針検討	・ 分野別方針検討 ・ 誘導区域・施設検討 ・ 防災指針検討	R8の策定内容、スケジュール等の確認	計画たたき台の検討	計画素案の検討	パブコメの確認